

オアシスディサービスセンター重要事項説明書 (通所介護)

< 2025年4月1日 現在 >

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0748-38-0294(午前8時15分～午後5時15分)

担当 宮崎琳太郎・野田千賀

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. オアシスディサービスセンター(名称)の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|-------------------|---|
| 名称 | オアシスディサービスセンター |
| 所在地 | 近江八幡市馬渕町690番地 |
| 介護保険指定番号 | 通所介護 (滋賀県 2570400065 号) |
| サービスを提供する 対象地域 | 近江八幡市、東近江市(旧八日市)、竜王町(弓削、信濃,庄、川上 林、加賀町、川守、橋本、須恵、鶴川、西川、西横関、島、綾戸、小口、七里) |

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

| | |
|------------------|-------|
| 管理者兼生活相談員 | 1名 |
| 生活相談員 | 1名 |
| 看護職員 | 4名 |
| 機能訓練指導員(看護職員と兼務) | 4名 |
| 介護職員 | 10名以上 |
| 調理員 | 4名以上 |
| その他職員 | 2名以上 |

※職員配置については、法の定める配置基準を満たす範囲内で変動することがあります。

(3) 同センターの設備の概要

| | | | |
|----------|----------------------|-----|-------|
| 定員 | 30名(変更する場合あり) | 静養室 | 1室 3床 |
| 食堂兼機能訓練室 | 1室 197m ² | 和室 | 1室 3床 |
| 浴室 | 一般浴槽と特殊浴槽 があります。 | 相談室 | 1室 |
| | | 送迎車 | 7台 |

(4) 営業時間及びご利用時間

| | | |
|-----|-----------------|----------------------|
| 営業 | 午前8時15分～午後5時15分 | (日曜日と、12/30から1/3は休業) |
| ご利用 | 午前9時15分～午後4時20分 | (日曜日と、12/30から1/3は休業) |

3. サービス内容

- ① 送迎～朝は玄関でお待ち頂くこと、また帰りも玄関まで送らせていただくことが基本となります。
乗り込み時間の短縮にご協力をお願いします。
- ② 食事～栄養士が栄養面を考え、季節に応じたメニューを提供します。
- ③ 入浴～看護師による健康チェックに基づき実施し、入浴中の観察、介助を行います。極力
ご本人自身の力で入浴できるように、必要に応じて介助、転倒予防のための声がけ、
気分の確認などを行います。
- ④ 機能訓練・自立支援活動～通所介護計画に基づき、主として日常生活を営むのに必要な
機能の減退を防止します。
- ⑤ 生活相談～ご利用者・介護者のあらゆる相談に専門の職員が相談に応じます。
- ⑥ 排泄～個別の排泄間隔を把握し、トイレ誘導やおむつ交換等を定期的に行います。
- ⑦ その他～季節に応じた行事を行います。

4. 料金

(1) デイサービス利用料

基本料金および加算料金に介護職員等処遇改善加算 I の9.2%が加算されます。

7級地 地域区分 10.14 円

| | 1日当たりの 単位数 | 1日あたりの 基本料金 | 保険適用時1日あたりの自己負担額 | | |
|-------|---------------|----------------|------------------|---------|---------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要介護度1 | 658 | 6,672 円 | 668 円 | 1,335 円 | 2,002 円 |
| 要介護度2 | 777 | 7,878 円 | 788 円 | 1,576 円 | 2,364 円 |
| 要介護度3 | 900 | 9,126 円 | 913 円 | 1,826 円 | 2,738 円 |
| 要介護度4 | 1,023 | 10,373 円 | 1,038 円 | 2,075 円 | 3,112 円 |
| 要介護度5 | 1,148 | 11,640 円 | 1,164 円 | 2,328 円 | 3,492 円 |

@厚生労働省の単価改正の都度、変更となります。

| | 基本料金 | 1割負担の場合 |
|-------------------|---------|---------|
| 認知症加算 | 608 円/回 | 61 円 |
| 入浴介助加算(I) | 405 円/回 | 41 円 |
| サービス提供体制強化加算(I) | 223 円/回 | 23 円 |
| 科学的介護推進体制加算 | 405 円/月 | 41 円 |
| 個別機能訓練加算 I (イ) | 567 円/回 | 57 円 |
| 個別機能訓練加算 II | 202 円/月 | 21 円 |

※2割・3割の場合2倍・3倍となります。

- ・感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の対応

毎月の利用人数により算定の可否が変わります。3%

食事代 別紙サービス費用基準額以外に必要な利用料の額のとおり

(保険適用外です。全額自己負担)

*外食した時は、各自の実費となります。

*追加費用の発生するおやつは、月数回提供するおやつ及び、おやつ作りの際の材料代を想定しています。特別メニューは、行事食等です。

- ・送迎の無い場合は、片道につき47円減額になります。
- ・実際のご請求金額は、月合計した単位数に処遇改善加算等の率を乗じたものになりますのでご了承ください。
- ・その他、おむつ代、床ずれ等の処置にかかる費用は自己負担となります。
また別紙「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」の通りです。
- ・サービス提供体制強化加算(I)は介護福祉士が70%以上配置されていること、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている事が算定の要件となりますので、万一介護福祉士の割合が規定に満たなくなつた場合、変更があります。
- ・個別機能訓練加算 I は、小グループで機能訓練指導員により、訓練、運動を行うことが算定の要件となります。
- ・個別機能訓練加算 II は、厚生労働省システムに情報をデーター提供した場合に算定されます。
- ・時間外の見守りは、朝でも夕方でも1時間あたり750円で利用できます。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日各市町の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- ・デイサービスご利用者の付き添いの方について
昼食代660円、送迎代500円(片道250円)かかります。

(2) キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

| | |
|---------------------------------|-------------|
| ① ご利用日の前営業日午後5時15分までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| ② ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合 | サービス基本料の5% |
| ③ ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合 | サービス基本料の10% |

* 夜や早朝でも、休み連絡は留守番電話にて承ります。

* ご利用日が新年初めの場合ご注意ください。(12月30日～1月3日は休業)

(3) 支払方法

原則は口座自動振替です。振替手数料につきましては、振替が可能であった場合、当法人の負担となります。振替日に振替が不可能であった場合には、利用者様の負担となり、後日清算します。(110円または165円)

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等で居宅介護支援事業所にお申し込み下さい。そして、介護支援専門員とご相談の上、居宅サービス計画の作成を行って下さい。

その後、当事業所と契約を結んで頂き、その後サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援と認定された場合

・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、6週間(42日間)以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または、お客様やご家族などが当センターのサービス従業者に対してセクハラ、モラハラ等の行為等を行った場合や、契約を継続し難いほどの営業妨害を行った場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(3) 利用の中止

① 風邪、病気(感染症含む)の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

② 通所日の朝に家庭において体温測定を行っていただき、37.0度以上ある場合は、休みとしていただきます。お迎え時に37.0度以上あることが分かった場合も同様です。

来所後も、健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ ご利用中に体調が悪くなつた場合、サービスを中止することができます。

その場合ご家族に連絡の上、必要に応じて主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

④ 台風や暴風雨等の天変地異の発生時は、当日の判断により利用の中止及び時間の短縮を行います。

⑤ 新型コロナウィルス対策として、ご家族等に感染の可能性がある場合、利用をお断りする場合があります。(感染の拡大防止にご協力をお願いします。)

⑥ 施設で感染者が出た場合、急遽利用を中止し、家に送らせていただきます。場合より、お迎えを要請することがあります。また数日間の臨時休業をする場合があります。

6. 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

要介護等の心身の特性を踏まえて、そのユウスル能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行います。

受け入れた利用者を、老人福祉法の基本理念と法人の経営理念に基づきサービス提供を行い、個別の通所介護計画を作成することにより、サービスを提供します。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有無 | |
|----------------|----|---------------------|
| 従業員への研修の実施 | 有 | 随時、介護技術研修を実施しています |
| サービスマニュアルの作成 | 有 | 入浴・排泄・食事介助等マニュアルの作成 |
| 身体拘束等適正化のための指針 | 有 | |
| 虐待防止のための指針 | 有 | |
| 感染対策指針 | 有 | |
| 「福祉の第三者評価」の実施 | 無 | |

(3) サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡

送迎時間が契約時と大幅に異なる場合は事前に電話連絡を入れます。

・体調不良等によるサービスの中止・変更

体調不調で休まれる場合は出来る限り前日17時までにご連絡下さい。留守番電話でも承ります。

来所後、体調不良になられた場合は、お迎えを要請させていただくことがあります。

・食事のキャンセル

当日、やむを得ない理由で食事をキャンセルされた場合でもその食事を料金を徴収させていただきますので、予めご了承下さい。

・時間変更

ご利用時間の変更を希望される方は、出来る限り前日17時までにご連絡下さい。

・設備、器具の利用

職員がご説明させていただきますので、安全なご利用をお願いいたします。

・入浴中止

当日の健康チェック時または体調不良(血圧が高い、発熱など)の理由で看護師が判断した場合は中止します。

・心肺蘇生等

心臓マッサージを施行した場合は、肋骨を骨折させる確率が高いのですが、蘇生を優先し、施行をいたします。

・感染症について

感染対策は行っておりますが、感染が起こる可能性があります。感染に関しては責任を負うことはできませんので、ご了承ください。

・ご利用いただけない場合

人工呼吸器装着されている方、疥癬・MRSA・HIV陽性の方、B・C型肝炎抗原(+)の方、精神障害のある方につきましては、ご利用をご遠慮いただく場合がありますので、予めご了承下さい。

・その他

・金品及び時計等、貴重品はご持参頂かないようにお願いいたします。

万一、紛失されましても、その責任は負いかねます。補聴器も同様です。

・衣類など、持ち物には必ず消えないように名前を記入して下さい。

・当事業所は、研修生、教育実習生の受け入れをしています。

・血糖値測定チップ及び注射針等を使用された場合は、各自お持ち帰り頂き処分をして下さい。

7.衛生管理について

感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講じます。

感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

8.虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)「虐待防止のための指針」を定め虐待防止に関する責任者及び担当者を配置します。

虐待防止に関する責任者 総括施設長 野田千賀

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3)成年後見制度の利用を支援します。

(4)苦情解決体制を整備しています。

(5)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。

9.身体拘束等の原則禁止について

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。「身体拘束等適正化のための指針」に沿って業務を行います。

また、身体拘束廃止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

10.秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た本人及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者にもらしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た本人またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

11.緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。家族に連絡がとれない場合は、法人の判断で搬送等を行い医師の指示で処置を行います。医療費が発生した場合は、医療費を医療機関に直接お支払い願います。救急車で搬送する場合は、原則ご家族に付添をお願いいたします。やむを得ず救急車付き添い、搬送後の病院での付き添いを行った場合は1時間につき2900円かかります。

12.事故と施設の保険加入について

転倒、転落、誤嚥、徘徊等の事故及び死亡、怪我については、応急処置や医療機関への引継ぎは行いますが、受診や入院等になった場合、家族様の対応及び費用負担となります。保険加入をしていますが、重過失又は故意の場合を除く、単独事故や不可抗力の事故については事業所及び保険会社は、責任を負いません。保険での対応は、施設と保険会社の契約の範囲となります。また、水害、地震、台風、感染症による死傷について損害賠償は行いません。

13.施設の保険加入先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償(損保ジャパン(株))

14.非常災害対策

- ・防災時の対応 避難経路図に従い、各担当部署の職員が地域住民の協力を得て速やかにご利用者を誘導するなどの措置をオアシスデイサービスセンター消防計画に基づき行う。
- ・防災設備 热煙探知機・消火器具・自動火災報知設備・誘導灯及び誘導標識・館内放送・警報盤
- ・防災訓練 法人の消防計画に基づき実施。地域住民の参加を得る。
- ・防火責任者 施設長 野田 千賀

15.業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

16.ハラスメント対策

職場において利用者や従業者から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 宮崎琳太郎

電話 0748-38-0294
(フクシ)

② その他

当センター以外に、各市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当: 近江八幡市介護保険課 0748-33-3511

東近江市長寿福祉課 0748-24-5678

竜王町福祉課 0748-58-3705

滋賀県国民健康保険団体連合会 077-522-0065

18. 当法人の概要

| | |
|------------|---|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人 オアシス俱楽部 オアシスデイサービスセンター |
| 代表者役職・氏名 | 理事長 野田 英彦 |
| 本部所在地・電話番号 | 近江八幡市馬淵町690番地 TEL 0748-38-0294 FAX 0748-38-0297 |
| 定款の目的に定めた | 1.老人デイサービス事業(オアシスデイサービスセンター)の設置経営 2.障害福祉サービス事業 3.認知症対応型老人共同生活援助事業 (オアシスグループホーム) 4.居宅介護支援事業(オアシス居宅介護支援事業所) |
| 施設・拠点等 | 通所介護 認知症対応型老人共同生活介護 居宅介護支援 |